

15

骨系統疾患

1

目次

1. 疾患群の概要
2. 「対象疾病」「疾病の状態の程度」および「対象基準」について
表1 対象疾病一覧
表2 疾病の状態の程度と対象基準
3. 申請時の注意点—疾患群内共通—
4. 申請時の注意点—疾患個別—

2

1. 疾患群の概要

本疾患群には胸郭不全症候群と、骨系統疾患が含まれる。

- 胸郭不全症候群は、胸郭の成長障害とそれに伴う形態異常により肺の成長が障害され、呼吸機能障害を生じる疾患群の総称である。
- 骨系統疾患とは、骨や軟骨などの骨格を形成する組織の成長・発達・分化の障害により、骨格の異常を生じる疾患の総称である。

3

2. 「対象疾病」「疾病の状態の程度」 および「対象基準」について

- 対象となる疾病名（対象疾病：表1）と、対象となる範囲（疾病の状態の程度：表2）は、厚生労働省告示で定められている。
- 小児慢性特定疾病対策による医療費助成の対象は、対象疾病であり、かつ、「疾病の状態の程度」に該当する場合である。
- 一部の対象疾病では、告示における「疾病の状態の程度」について、厚生労働省通知により、運用の際の解釈（運用解釈）が示されている場合がある。各自治体での認定審査は、両者に基づいて行われる。
- 本スライドでは「疾病の状態の程度」と、これに運用解釈を反映させた「対象基準」を表2に示す。

4

表1 対象疾病一覧（骨系統疾患）

対象疾病			対象疾病		
大分類	細分類	対象基準	大分類	細分類	対象基準
胸郭不全症候群	1 胸郭不全症候群	骨A	骨系統疾患	11 点状軟骨異形成症（ペルオキシゾーム病を除く。）	骨F
骨系統疾患	2 軟骨無形成症	骨B	12 偽性軟骨無形成症	骨E	
	3 軟骨低形成症	骨B	13 ラーセン症候群	骨E	
	4 タナトフォリック骨異形成症	骨C	14 進行性骨化性線維異形成症	骨C	
	5 骨形成不全症	骨D	15 TRPV4異常症	骨E	
	6 低ホスファターゼ症	骨C	16 骨硬化性疾患	骨G	
	7 大理石骨病	骨C	17 ビールズ症候群	骨E	
	8 多発性軟骨性外骨腫症	骨E			
	9 内軟骨腫症	骨E			
	10 2型コラーゲン異常症関連疾患	骨E			

本講座では、便宜上、対象基準にアルファベット名をつけて、表1と表2を対応させている。対象基準の詳細は、後のスライド表2を確認のこと。

表2 疾病の状態の程度と対象基準（骨系統疾患）

疾病の状態の程度	対象基準	
次のいずれかに該当する場合 ア 脊柱変形に対する治療が必要な場合 イ 治療で呼吸管理（人工呼吸器、気管切開術後、経鼻エアウェイ等の処置を必要とするものをいう。）又は酸素療法を行う場合 ウ 中心静脈栄養又は経管栄養を行う場合 エ 脊髄障害による排尿排便障害がみられる場合	同左	骨A
次のいずれかに該当する場合 ア 治療で補充療法、機能抑制療法、その他の薬物療法を行っている場合。ただし、成長ホルモン治療を行う場合には、第五表の備考に定める基準を満たすものに限る。 イ 外科的治療を行う場合 ウ 脊柱変形に対する治療が必要な場合 エ 治療で呼吸管理（人工呼吸器、気管切開術後、経鼻エアウェイ等の処置を必要とするものをいう。）又は酸素療法を行う場合	次の①から④のいずれかに該当する場合 ① 治療で補充療法、機能抑制療法、その他の薬物療法を行っている場合。ただし、成長ホルモン治療を行う場合には、内分泌疾患群の備考に定める基準を満たすものに限る。 ② 外科的治療を行う場合 ③ 脊柱変形に対する治療が必要な場合 ④ 治療で呼吸管理（人工呼吸器、気管切開術後、経鼻エアウェイ等の処置を必要とするものをいう。）又は酸素療法を行う場合	骨B
疾病名に該当する場合	同左	骨C
治療で補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法又は外科的治療を行う場合	同左	骨D

表2 疾病の状態の程度と対象基準（骨系統疾患）

疾病の状態の程度	対象基準	
次のいずれかに該当する場合 ア 骨折又は脱臼の症状が続く場合 イ 重度の四肢変形、脊柱側弯又は脊髄麻痺のうち一つ以上の症状に対する治療が必要な場合 ウ 治療で呼吸管理（人工呼吸器、気管切開術後、経鼻エアウェイ等の処置を必要とするものをいう。）又は酸素療法を行う場合	次の①から③のいずれかに該当する場合 ① 骨折又は脱臼の症状が続く場合 ② FTA (femorotibial angle) が 190度以上、160 度以下の下肢変形、又は 20 度以上の関節可動域制限等の重度の四肢変形、Cobb 角 20 度以上の脊柱側弯若しくは脊髄麻痺のうち一つ以上の症状に対する治療が必要な場合 ③ 治療で呼吸管理（人工呼吸器、気管切開術後、経鼻エアウェイ等の処置を必要とするものをいう。）又は酸素療法を行う場合	骨E
次のいずれかに該当する場合 ア 骨折又は脱臼の症状が続く場合 イ 重度の四肢変形、脊柱側弯又は脊髄麻痺のうち一つ以上の症状に対する治療が必要な場合 ウ 治療で呼吸管理（人工呼吸器、気管切開術後、経鼻エアウェイ等の処置を必要とするものをいう。）又は酸素療法を行う場合 エ 血液凝固異常に対する治療を行う場合	次の①から④のいずれかに該当する場合 ① 骨折又は脱臼の症状が続く場合 ② FTA (femorotibial angle) が 190度以上、160 度以下の下肢変形、又は 20 度以上の関節可動域制限等の重度の四肢変形、Cobb 角 20 度以上の脊柱側弯若しくは脊髄麻痺のうち一つ以上の症状に対する治療が必要な場合 ③ 治療で呼吸管理（人工呼吸器、気管切開術後、経鼻エアウェイ等の処置を必要とするものをいう。）又は酸素療法を行う場合 ④ 血液凝固異常に対する治療を行う場合	骨F
脳神経障害、骨髄炎若しくは骨折の症状が続く場合又は治療が必要な場合	同左	骨G

7

3. 申請時の注意点—疾患群内共通—

診断について

多くの疾病では、症状と検査所見を組み合わせで診断が行われる。

医療意見書の記載に当たっては、「診断の手引き」を参照し、関連した症状・検査所見の確認が必要である。

8

3. 申請時の注意点—疾患群内共通—

「重度の四肢変形」について

骨系統疾患の「疾病の状態の程度」における「重度の四肢変形」とは、次の①又は②の状態を指す。

- ① FTA (femorotibial angle) が190度以上、または160度以下の下肢変形
- ② 20度以上の関節可動域制限

「脊柱側弯」について

Cobb角20度以上の脊柱側弯を指す。

「脊髄麻痺」について

脊柱管狭窄、環軸椎不安定によるものを含む。

9

4. 申請時の注意点—疾患個別—

軟骨異栄養症（軟骨無形成症・軟骨低形成症）

- 軟骨異栄養症（軟骨無形成症・軟骨低形成症）による低身長に対し、本制度を利用して成長ホルモン治療を行う場合は、軟骨無形成症または軟骨低形成症の医療意見書のほかに「**成長ホルモン治療用意見書**」が必要である。
- 成長ホルモン治療に対する医療費助成の認定には、小児慢性特定疾病対策として定められた基準がある。

※ 成長ホルモン治療に関する詳細は、別講座「**成長ホルモン治療**」等を参照すること

以上で本講座は終了です。

10